



梅ヶ枝 わだち

WADACHI

梅ヶ枝中央法律事務所
わだち 第32号
2016年 新春号

▶ 卷頭言	河合 順子	2
▶ 東京事務所だより	林 友宏・細川 敬章	3
▶ 京都事務所だより	中世吉裕之・大森 剛	3
▶ 近況報告		4
▶ 子どもの支援の輪を拡げて	山田 庸男	7
▶ 倒産時の債権回収及び事前対応策	森 瑛史	8
▶ 労働者派遣法の改正について	三好 吉安	10
▶ ボッチャ(Boccia)にご注目を!	松尾 友寛	11
▶ 後見制度支援信託について	松嶋 依子	12
▶ 税理士に聞く	齋藤 謙	13
▶ 知財コーナー	犬飼 一博	15
▶ 優越的地位の濫用規制	越知 寛子	16
▶ 近時の注目判例	二宮 誠行	19
▶ 健康一口メモ	橋本 晴一	20

謹賀新年

「一燈照隅の志」



弁護士・
ニューヨーク州弁護士
河合 順子

新春明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。旧年中は格別の愛顧を賜りまことに有難く御礼申し上げます。本年もより一層のご支援を賜りますよう、お願ひ申し上げます。

平成27年は、円安・原油安や中国人旅行客の増大などで企業の営業利益の最高益が更新され、北陸新幹線の開通など経済面での大きな進展がありました。一方、9月には、アメリカの格付け会社スタンダード・アンド・プアーズが、日本の国債評価を「Aマイナス」から「Aプラス」へと一段階引き下げました。2020年の東京オリンピックを目指して、経済成長を期待する日本にとって非常に残念な評価です。

また企業コンプライアンス問題として、日本年金機構の個人情報の流出、大手電機メーカーの不正会計問題の発覚、海外自動車法人の排気ガス規制違反、杭打ちデータの改ざん問題等さまざまな不祥事問題が明らかになりました。

このようなプラスとマイナスの両側面を見ていると、成長・発展は一氣呵成に成し遂げられるものではなく、正と負が織り合

いつつ、着実に積み上げる地道な一步の上に成り立つものという感を受けます。

そのような中、平成27年に日本企業の国際競争力をつけようとコーポレートガバナンスコードが施行され、よりコンプライアンスを意識した風通しのいい企業経営が求められることとなりました。不祥事問題に対する一つの抑止となることを期待しています。

私たち弁護士は、「基本的人権を援護し、社会正義を実現することを使命」としていきます（弁護士法1条1項）。弁護士の仕事にやりがいを感じる場面は色々あります。例えば、難しい訴訟に勝ったとき、新しい法律論について議論し、解決策を見つけたとき等さまざまです。そんな中でも、最も弁護士としての喜びを感じることができるは、困っている依頼者の不安を取り除き、ぱっと明るい表情を取り戻して頂いた時です。日々の小さな相談に真摯に取り組むことにより、小さな問題解決が、次第に大きくな問題解決に繋がるような仕事をしたいと思っています。まさに、「一燈照隅」なるよう今年も頑張りたいと思います。

私の好きな言葉の一つに「一燈照隅 萬燈照國」（「いっとうしようぐわんとうじょうこく」）という言葉があります。これは、平安時代に比叡山延暦寺を開いた最澄の言葉と言われており、この言葉の意味は、一つの灯火は隅を照らすことしかできないが、万の灯火は国を照らすという意味です。確かに、一つ灯火では、ほんの片隅しか明るくすることができなくとも、多くの人が灯火を持つことで、国中が明るくなるでしょう。この言葉を広めた安岡正篤氏は、一途に自分のやるべきこと誠実に行い、世の中の片隅を照らせば、これに共感する人々がそれぞれ片隅を照らすこととなり、その結果国中を照らすことになると説きました。

当事務所は今年、所長の山田庸男弁護士が大阪で事務所を開設してから42年目とな

ります。平成24年3月には東京事務所、平成26年10月には京都事務所をそれぞれ開設し、大阪、東京、京都の3拠点体制となりました。拠点が増えたことにより、皆様がご相談にこられる際の利便性が増すだけでなく、地域をまたぐ大型事件についてもこれまで以上に充実した対応を執ることが可能となりました。

大阪事務所では、去年1月に上杉弁護士が入所し、6月に林醇弁護士が客員弁護士として入所しました。他方、東京事務所では、5月に細川弁護士が入所しました。また、6月には渡部弁護士をアメリカのDuke Universityに送りました。さらには、今年1月より、大阪事務所に、甲斐弁護士、日下部弁護士、恋田弁護士の3名が入所します。当事務所で生え抜きの弁護士、他の法律事務所から移籍してきた弁護士、裁判官、公務員、会社員経験のある弁護士を始めさまざまなかつて、力が合わせて梅ヶ枝ブランドを創っています。

本年は、一燈照隅の志で所員一同、誠実に皆様お役に立てるよう頑張りますので、本年もどうぞよろしくお願ひいたします。最後になりましたが、皆様方のますますのご活躍とご健康を所員一同祈願しております。



東京事務所 だより



弁護士
林 友 宏



弁護士
細川 敬 章

東

京事務所もおかげさまで、平成28年に6年目を迎えます。

東京事務所は、主に林、細川が東京専属、河合順子弁護士が大阪兼務の3人体制で運営しておりますが、平成27年11月から細川が期限付きで民間の金融機関に出向する初めの試みです。

細川は、過去に大手法律事務所で執務し、民間企業の社外役員等の経験を有しており、今回はこの経験を活かし、契約書の確認や金融実務の対応等を担当します。細川が出向先で新たに得る知識は、将来的に当事務所に還元され、金融

実務や企業法務などの分野で活用されていくもの思います。

また林も顧問先でセミナーを担当させていただき、マーナンバーの制度や信託について造詣を深めるべく努めております。

弁護士の業務は対象範囲が広く、良質な法的サービスの提供のために、日々の研鑽が欠かせません。マイナンバーや信託は頻繁に取り扱う分野ではないものの、新しい業務分野を自分の意思で開拓できることが弁護士の仕事の醍醐味と言えます。これからも新しい分野の開拓に積極的に取り組んでいきたいと思います。

京都事務所は平成27年10月をもつて開設1周年を迎えることができました。ひとえにご支援をいただいた顧問先や依頼者様をはじめとする皆様のおかげです。この場をお借りして改めて厚く御礼申し上げます。

この半年間、個人客からのご依頼では、遺産分割や遺言書の作成などの相続に関わる案件、排水をめぐるトラブルや境界問題等の相隣関係案件等、企業からのご依頼としては会社の解散・清算や特別清算、メガソーラー発電事業の実施に伴うデューデリジェンス及び買収契約のサポートなどがありました。知的財産案件では、不正競争防止法の営業誹謗行為の差止事案が複数案件あつたほか、特許権侵害差止の準備、共同研究開発契約締結のサポートなどの依頼をお受け致しました。

ところで、京都は秋頃から紅葉シーズン本番を迎え、いつも以上に観光客、特に外国人観光客が多数訪れます。東山や花見小路などでは、周囲はすべて外国人といったような状況に遭

遇することもあります。それだけ京都は外国人観光客に支持されているということですから、その期待に応えたいものだと思います。

そうなると今はやりの「おもてなし」という言葉が頭に浮かぶのですが、「おもてなし」について、テレビで見た京都の塔頭寺院の住職のお話が印象的でしたので、少し紹介しておきます。住職いわく、東京五輪の招致活動に伴い、やたらと「おもてなし」という言葉が使われていますが、本来、「おもてなし」の精神とは、口に出したり、ひけらかしたりするものではなく、相手に分からぬよう、分からぬところ、相手のことを思いやる気持ちや行動をいうのであり、それが、日本人が昔から大切にしている「おもてなし」の精神だった、とのことでした。「おもてなし」に関し、改めて大事なことを教えていたいたような気がしましたので、ご紹介させていたただくとともに、私自身も心がけていきたいと思います。

京都事務所便り



弁護士
中世古 裕之



弁護士
大森 剛

子どもの支援の

輪を拡げて



公益財団法人
梅ヶ枝中央きずな基金

代表理事

山田 庸男

の能力を引き出し、社会に羽ばたきたいという意欲のある子ども達を支援しているのです。

何よりも、このきずな基金の特色は、毎年2回夏と春にひとり親家庭の親子をレストラン等に招待して、同じような環境下で頑張っている親子同士の交流を図つていることです。既に3回の交流を重ねると親同士が親密になり、悩みや経験を語ったり電話番号を交換するなど微笑ましい光景にも巡り会います。また、子ども同士も刺激を受けて、より高いレベルを目指したり生活態度が変わったり等、嬉しい報告も届けられています。

1. はじめに

きずな基金が発足して4年目の新春を迎えることになりました。4年前に比して教育を受ける機会の不平等は益々拡大しているようで、13年に子どもの貧困対策法が成立し、子どもの貧困対策大綱ができ、社会の関心は高まつたものの、まだ政府の政策の実効性は乏しいと言わざるを得ません。

アベノミクスで安倍政権は雇用を拡大していると胸を張りますが、実態は非正規社員数が大幅に増加し、その結果、平均所得は20年前に比較しても大きく下がり、生活状況は悪化しています。

2. 交流の輪が拡がつて

現在、きずな基金では53名の中高生に對し、塾代等として約1900万円弱を支援しています。

支援対象の子ども達は、相応の学力を備え、より高度の教育を受けたいという意欲と能力に溢れ、保護者もこれを支援

したとしてもブラックバイトに時間を取られて学業に十分専念できない子ども達が増えていると言われています。このような社会環境で、「学びの機会を平等に」を理念として、きずな基金が発足して3特にひとり親家庭では、2人に1人が相対的に貧困であると言われており、シングルマザーの半は非正規雇用でパートが圧倒的に多く、その約6割が年収

倒産時の債権回収 及び事前対応策



弁護士 森瑛史

れることになります。

1 倒産手続について

特に破産の場合は、税金の滞納など法律で認められた優先債権が多額に上ることが多く、一般債権者に対する配当に至らない、あるいは配当がなされても著しく低額となるケースが多いのが実情です。

法的な倒産手続きには、会社更生、民事再生、破産、特別清算の4つの手続きがあります。前2者は事業を再建するための手続であり、後2者は事業を清算するための手続です。

本稿では、このうち破産手続及び民事再生手続（以下、併せて「破綻処理手続」といいます）を前提として、ご説明致します。

取引先が破綻処理手続に至った場合は、債権者平等の原則が及ぶため、各債権者がそれぞれに行っていた債権回収行為が禁止され、既に開始されていた仮差押、訴訟、差押手続は停止し、あるいはその効力を失うことになります。

2 手続外の債権回収の方法

(1)

取引先が破綻処理手続に至った場合でも、債権者において、反対に当該取引先に対して債務を負担している場合には、原則としてこれらを対当額で相殺することが可能です。

できる権利ですが、破綻処理手続の開始決定後でも別除権として破綻処理手続に拘束されることなく権利の行使が可能で、さらに既に商品が第三者に転売されてしまつた場合でも、転売代金の支払前に債務者の転売先に対する転売代金債権を差押

(3)

なお、動産売買先取特権の行使には裁判所等の費用を要するため、回収すべき債権額及び回収見込額を考慮して、費用対効果の面で行使するかどうかを検討する必要があります。

殺ができる期間には限界があり、債権者の債権届出期間満了時までに再生債務者に対しつて相殺の意思表示を行う必要があることに

え、当該取引先を差し置いて転売代金から売買代金を回収することができます（この制度を物上代位といいます）。

は注意が必要です。

ただし、動産売買先取特権の行使は、裁判所に対して担保権の実行を申立てることになり、その際に次の要件を備えていなければなりません。

商品等の動産を取引先に販売して代金債権を有している債権者は、取引先に対しても動産売買先取特権を行使することができます。動産売買先取特権とは、取引先に対して売却した商品等の動産に対して取得する法

②被担保債権・担保権の存在を証明する文書（契約書や請求書など）の存在
（物上代位の場合は転売の事実を証明する文書の存在）
③売却した動産の特定（製造番号及び所在など）

定担保物権です。

なお、動産売買先取特権の行使には裁判所等の費用を要するため、回収すべき債権額及び回収見込額を考慮して、費用対効果

できる権利ですが、破綻処理手続の開始決

定後でも別除権として破綻処理手続に拘束されることなく権利の行使が可能です。

さらに、既に商品が第三者に転売されてしまつた場合でも、転売代金の支払前に債務者の転売先に対する転売代金債権を差押

商事留置権は、破綻処理手続においては、特別の先取特権として優先弁済権が付与されておりますので、留置していた目的物に對し、強制的に競売を申し立て、競売による売却代金から優先的に弁済を受けることで、債権回収を図ることができます（なお、破産手続の中で、目的物に対する留置の権能を主張し、優先的な弁済を求めることが可能かという点については争いがあり、その点についての（説明は割愛させて頂きます）。

破産手続の中では、目的物に対する留置の権能を主張し、優先的な弁済を求めることが可能かという点については争いがあり、その点についての（説明は割愛させて頂きます）。

3 事前の対応策

(1) 担保権の設定

担保権は動産売買先取特権のところで触れた通り、破綻処理手続のものでも権利行使が可能ですので、事前に取引先の倒産に備えて担保を付しておけば、より債権の回収可能性が高まります。

(2) 抵当権等

抵当権などの物的担保も破綻処理手続に拘束されずに行使が可能です。

しかし、通常は金融機関が既に設定しているので、取引先に抵当権等の設定を求めるることは現実的ではありません。

(3) 取引保証金

次に、取引先に対し、取引サイトに応じて1ヶ月～数ヶ月分の売掛金に相当する金額の保証金を積ませることも有益です。

取引先に保証金を積ませておけば、万一、取引先が破綻処理手続に至った場合でも、それらの手続の制約を受けることなく保証金から優先的に既存の債権に充当して回収することが可能となります。

(4) 集合債権譲渡担保

倉庫に商品等の動産を有する取引先に対しては、これらの動産に對して担保を付す

(4) 集合債権譲渡担保

集合債権譲渡担保の第三者対抗要件は第三債務者に対する確定日付ある通知（内容証明郵便等による通知）等とされます。

この点、集合債権譲渡担保の第三者対抗要件具備の方法として、債務者の一定の事由（破綻処理手続の開始）を停止条件とし、破綻処理手続になつてはじめて第三債務者に宛て、債務者名義で確定日付ある通知を送付して対抗要件を備えようとする形態を採つているケースがあります。

これは、第三債務者らに対する信用不安を避けたいという取引先の意向を汲んで採られる方法とされていますが、この方法によると、破綻処理手続において破産管財人らに債権譲渡の主張を対抗できず、無効となるリスクがあります（最判平成16年7月16日民集58巻5号1744号参照）。

このようなりスクを踏まえて、取引先に對して債権譲渡登記に協力してもらう方法（ただし、取引先が法人である場合に限ります）や、あらかじめ債権譲渡通知を第三債務者に送付して債権者が第三債務者に対する対抗要件を備えた上で、取引先に譲渡対象債権の代理受領権を与えて弁済受領させ、一定の事由が発生すれば取引先に对する代理受領権を解除するという方法もあります。

(5) 集合動産譲渡担保

この担保を付す場合には、種類・所在場所及び量的な範囲を指定するなどして対象を特定する必要があります。

集合動産譲渡担保の第三者対抗要件は、占有改定あるいは動産譲渡登記（ただし、登記に関しては取引先が法人である場合に限ります）です。

「占有改定」は、担保設定者（債務者）が、担保権者（債権者）のために、在庫商品を占有する意思をもつて保管することにより成立しますが、外部からは債務者と債権者のいざれが占有者であるのかが明らかでないため、債権者は、担保権設定者である旨のネームプレート等を倉庫内に付すなど明認方法をとる方が確実です。

集合動産譲渡担保の実行に際しては次の点に注意が必要です。

第1に、集合動産譲渡担保物件を引き揚げる場合は、相手方の了承を得るか、相手手続を取る必要があります。

第2に、引き揚げた担保物件は適正価格で処分し、清算する必要があります。

第3に、債務者が破綻したときは、担保物件の流出等の危険があるため、速やかに仮処分や訴訟などの手続きをとる必要があります。

ことも考えられます。

在庫商品等の一定範囲の場所において搬入・搬出により日々構成物件が変動する集合体を担保の対象とするものを集合動産譲渡担保といいます。

(6) 所有権留保

取引先との間で商品の売買を行う債権者（売主）は、当該商品については、代金の全額の弁済を受けるまで所有権を留保しておることも考えられます。所有権が留保され、かつ第三者対抗要件（占有改定）を備えている場合には、破綻処理手続においても別除権として、当該動産の引き渡しを求めることが可能となります。

なお、所有権留保物件に対する占有改定の有無は取引先が他の商品と区別されて保管されているか、代金支払前の商品の転売が契約上許容されているか、契約書の文言（占有改定の文言が付されているか）等の目的物件の管理状態等から認定される傾向にあることには注意が必要です（東京地判平成25年4月24日L.L.I./DB 判例秘書登載）。

4 結語

以上の通り、倒産時における回収方法・事前対応策は多岐にわたります。またご説明した内容は、あくまでも法的な要件と効力を述べたもので、実際の現場では、法律通りに円滑にことが進む場合ばかりではなく、種々の紛争や難関が立ちはだかることがあります。ですので、これらご検討の際にはお気軽にご相談頂ければと存じます。

労働者派遣法の改正について



弁護士 三好吉安

平成26年中に、条文のミスや、衆議院の解散を理由に、一度にわたりて廃案となつた労働者派遣法の改正が、政局が混乱するなか、平成27年9月11日に成立し、同月30日には施行されました。今回は、この改正について、若干ですが、説明いたします。

今回の改正で最も波及が大きいとみられるのは派遣期間に関する部分です。

従前、ソフトウェア開発や通訳・翻訳、秘書など、専門26業種については派遣受入期間に制限がなかつた一方で、それ以外の職種については、派遣先の企業が、同一の業務に、派遣労働者を受け入れることができる期間を原則1年に限り、派遣受入期間に制限がなかつた一方で、そのようにして派遣労働者を受け入れることで派遣受入期間を延長できるとされていました。

これに対し、平成27年改正法では、派遣期間について、専門26業種か否かという区別は、撤廃されました。

また派遣先は、業種に関わらず、人（派

遣労働者）さえ変われば、同一の事業所（工場、事務所、店舗等）の同一の業務であつても、原則3年は派遣の受け入れが可能で、さらに派遣先の労働者の過半数で組織する労働組合（そのような労働組合がない場合は、労働者の過半数を代表する労働者）に対し、意見聴取や説明を行えば3年間の派遣受入期間延長ができるようになりました（これを「事業所単位の期間制限」といいます）。つまり、業務を基準に考えると、専門26業種以外でも、派遣労働者を受け入れることができる期間が長くなりました。

他方で、人（派遣労働者）を基準に考えた場合は、同じ組織単位において、3年を超える期間、継続して、同一の派遣労働者の役務提供を受けられなくなりました（これを「個人単位の期間制限」といいます）。「組織単位」とは、通常の企業でいうと、「課」や「グループ」が該当します。

例えば、ある企業の総務課に3年間組織単位において、派遣終了から3か月経過すれば、原則として派遣期間がリセットされます。

「個人単位の期間制限」も、同一の組織単位において、派遣終了から3か月経過されますが、次の3年間は、同一事業所の経理課に派遣されることが可能です。た

だし、前記の「事業所単位の期間制限」の派遣受入期間の延長がなされていることが前提となります。

この点、専門26業種の派遣労働者からすれば、平成27年改正前は、ずっと同じ課に派遣してもらえたのですが、今後は、それができなくなつたというわけです。

また、「事業所単位の期間制限」「個人単位の期間制限」に違反していると知りながら、あるいは、知らないことに過失がある状況で、派遣労働者を受け入れた場合、違反になつた時点において、派遣先が、派遣労働者に対して、直接雇用の申込をしたものとみなされます（労働契約申込みなし制度。平成27年10月施行）。

他方で、「事業所単位の期間制限」にについて、同一の事業所において、一旦派遺が終了し、3ヶ月間を越えて再度派遣を受け入れる場合、原則として、制限される派遣期間がリセットされます。

「個人単位の期間制限」も、同一の組織単位において、派遣終了から3か月経過すれば、原則として派遣期間がリセットされます。なお、産前産後休業、育児休業、介護休業等を取得する労働者の業務に派遣労働者を派遣する場合や、派遣元に無期雇用されている派遣労働者には、以上の期間制限は、適用されません。

また、平成27年改正法の施行日の時点既に労働者派遣契約が締結されている場合には、実際の派遣がいつ開始されたかにかかわらず、平成27年改正前の法律の規定が適用されます。

平成27年改正法及び関連法令の改正では、以上述べてきた派遣期間に関する改正のほかにも、これまで一部届出制であつた労働者派遣事業を全て許可制となり、派遣労働者の雇用安定のため、同一の組織単位に継続して1年以上派遣される見込がある労働者につき、派遣先に、直接雇用の依頼を講じる努力義務などを課したり、派遣労働者の雇用安定のため、派遣元に対し、キャリア・コンサルティング（職業生活の設計に関する相談）等を義務付けるなどの重要な改正もなされましたので、必要に応じて、弊所にご相談いただければ幸いです。

ボッチャ (Boccia) に ご注目を!



弁護士
松尾友寛

ボッチャは、ヨーロッパにおいて、重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障がいの方たちのために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目となっています。

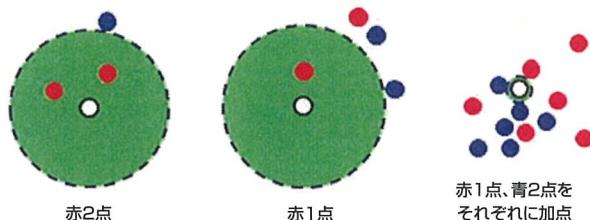
ボッチャは、ジャックボール（目標球）と呼ばれる白いボールに、赤・青それぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、自分（あるいはチームメイト）の投球したボールをジャックボールに近づけることを競う競技

法人日本ボッチャ協会の監事を務めています。そこで今回は「ボッチャ (Boccia)」というスポーツを紹介させてください。

● パラリンピック正式種目

得点の考え方

ジャックボールに一番近い相手のカラーボールよりも、さらに近い位置にある自分のカラーボールが、それぞれのボールにつき1点となります。



異なる色の2個以上のカラーボールが、ジャックボールから一番近い位置に等距離にあった場合は、各ボールにつき1点ずつ得点を与える。

(日本ボッチャ協会のホームページより引用)

で、カーリングに似ています。競技は、男女の区別はなく、障がいの程度等に応じた4つのクラスに別れてそのクラス毎に行われ、個人戦と団体戦（2対2のペア戦と3対3のチーム戦（写真①））があります。得点の考え方は図のとおりです。

● 日本の現状

日本ボッチャ協会は、日本パラリンピック委員会に加盟しています。したがって、

日本ボッチャ協会の登録選手は、予選を勝ち抜いてパラリンピックを始めとする国際大会に参加することができます。直近では2012年のロンドンパラリンピックに代表選手を派遣しています。

しかし2015年10月現在、日本ボッチャ協会の登録選手数は222名に止まり、登録選手が全く存在しない都道府県も複数あるという状況です。

そこで日本ボッチャ協会は全国に出張し、ボッチャの講習を行うなどして普及に努めており、登録選手数は着実に増えつつあります。また、選手の強化も計画的に行っています。先日、ボーランドで開催された国



● 今後にご注目を

日本ボッチャ協会では、リオパラリンピックへの準備を進めると共に、2020年の東京パラリンピックでのメダル獲得に向け、普及と強化に取り組んでいるところです。強化に関しては、選手の発掘もかねて、全国の特別支援学校による全国大会（仮称「ボッチャ甲子園」）の開催も検討されています。ボッチャに興味をお持ちになられた方がおられましたら、日本ボッチャ協会 (<http://www.japan-boccia.net/>) までお問い合わせを頂けましたら幸いです。



際大会におけるチーム戦で初の金メダルを獲得するなど、国際大会での活躍も目立っています。来年開催されるリオパラリンピックでは、まだ確定ではないのですが、チーム戦における出場権をほぼ間違なく獲得できると思われます。

後見制度 支援信託について

後見制度の充実化を図る



弁護士
松嶋依子

メリットがあります

他方で、後見人は、長期間にわたって、本人の財産を管理する必要がありますが、まとった金銭を信託銀行に預けることで、財産管理の負担が軽減し、また、金銭の管理办法をめぐる親族間のトラブルの未然の防止に繋がるため、後見人の立場からも、制度を利用するメリットがあると言えます。

手続きの流れは?

後見制度支援信託を利用する場合の手續
きの流れは次のとおりです。

②審理 ①後見開始又は未成年後見人選任の申立

家庭裁判所は、審見を開始するがどうかを審理し、専門職（弁護士等）に継続して見（「これは後見監督」）にて舌

対象となる財産は?

後見制度支援信託で信託銀行等に信託することができる財産は、金銭に限られていません。

③審判の利用を検討すべきか等を検討。

等の専門職を役員人は選任
(※①から③は家庭裁判所の役割)

④後見制度支援信託の利用の適否についての検討

専門職後見人は、本人の生活・財産状況等を踏まえて、後見制度支援信託の利

⑤家庭裁判所に信託契約をする旨の報告書

提出

専門職後見人は、後見制度支援信託の利用に適した場合は、信託財産額、日當

の支出額を設定し、家庭裁判所に報告書を提出

◎ 信託契約締結

専門職後見人は、家庭裁判所からの指示書に基づき、信託銀行等との間で信託

契約締結
（※④から⑥は専門職
（弁護士等）後見

⑦専門職後見人の辞任・親族後見人への への代替)

※契約締結後、手元の金銭だけでは不足する場合には、親族後見人において家庭裁判所に必要な額とその理由を記載

対象となる財産は?

不動産や動産は、同制度を利用することを目的として売却処分することは想定されておらず、また、株式などの有価証券については、事案毎に売却・換金するか否かを検討します。

なお、信託財産は、元本が保証され、預金保険制度における保護対象となります。

後見制度支援信託は、開始されてからまだ年数が浅く、定着するかどうかは今後の運用次第というところがあります。ただ、後見制度支援信託によって後見制度自体が

⑤家庭裁判所に信託契約をする旨の報告書

提出

専門職役員人は、役員制度支拂信託の利用に適した場合は、信託財産額、日當の支拂額で設定し、家業戻利所に設置する。

の支出額を設定し、家庭裁判所に報告書を提出



出国税制

税理士法人 日本経営 齋藤 謙

今 回は、平成 27 年度税制改正において創設され、平成 27 年 7 月 1 日から施行されている国外転出時課税制度についてご紹介いたします。

この制度創設の背景には、日本とは課税制度の異なる海外の国を利用した課税逃れの存在があります。

日本国内で有価証券等を売却した場合には、原則として合計 20.315% の所得税等が課税されます。日本の居住者（ごく単純に言いますと、「日本にずっと住んでいる人」）は、国外で有価証券等を売却した場合にも日本の所得税が課税されます。

しかし、非居住者（ごく単純に言いますと、「外国にずっと住んでいる人」）が国外で有価証券等を売却した場合には、一部例外はありますが、日本の所得税は課税されません。

税制は各国によって異なります。たとえば香港やシンガポールでは、株式の譲渡による所得には課税がされません。従って、香港やシンガポールに転出し、非居住者となった上で国外において有価証券等を売却すれば、転出先の国では税が課されず、日本の所得税も課税されないこととなります。以前はこのことを利用し、税負担を回避するという例がありました。

今回創設された国外転出時課税制度では、保有する有価証券等の合計額が 1 億円以上である者が平成 27 年 7 月 1 日以後に国外転出（国内に住所などを有しないこととなること）をした場合には、その国外転出の時に、その有価証券等の譲渡等があったものとみなして、その資産の含み益に対して所得税が課税されることとされました。

この制度では、売却を行っていないにもかかわらず、その含み益に対して課税されます。

本来であれば、なにがしかの収入があつてはじめて税金を負担する能力があると判断され、課税されるべきですが、この制度では実際に現金収入が無いにもかかわらず課税されるということが大きな特徴です。

このことに関し、納税管理人の届出、担保の提供、確定申告書への記載、継続適用届出書の年に 1 回の提出を条件に、原則として 5 年間（申請により 10 年間）の納税の猶予を受けることができる制度が備えています。ただ、納税猶予はあくまでも納税が「猶予」されているのであり、5 年間経過時点でそのまま国外にいる場合に

は、猶予されていた税額は納付しなければなりません。つまり、現金収入を伴わない含み益に係る納税をしなければならないこととなります。

なお、納税の猶予の条件である納税管理人の届出は、国外転出の時までに行わなければなりません。国外転出の時までにこの届出をしていなかった場合には、納税の猶予の規定の適用を受けることはできなくなります。

また、この制度では国外に転出した場合に課税されることとなるわけですが、この国外への転出は目的を問うていません。租税回避目的で国外へ転出し結果として課税されてしまったというならともかく、全く違う目的で国外へ転出した場合でも適用要件に該当してしまった場合には課税されることとなります。例えば中小企業のオーナー一族がいて、株主であり役員でもあるご子息が海外での事業展開のために外国へ移住したとします。このような場合に、そのご子息の所有有価証券（自社株）の時価が 1 億円以上であれば、その含み益に課税されてしまうこととなるため注意が必要です。

このほか、この国外転出時課税制度では、居住者本人が出国する際に所得税を課税する規定だけではなく、居住者の有する有価証券等が贈与等（贈与、相続、遺贈）により非居住者に移転した場合にも、その時価により譲渡がおこなわれたものとみなして所得税が課税されることとされています。

この規定を考慮せずに国外に居住する親族等へ贈与等をしたり、海外に居住する相続人が多額の株式を相続したりした場合には、贈与税、相続税のみならず有価証券の含み益に対する譲渡所得税まで支払う必要が出てきます。

上記を踏まえると、この規定の存在を知っておくべき方は多いと考えられます。頭の片隅にでも今回の記事を残して下されば、いつかお役に立つこともあるかもしれません。

日本経営グループ 税理士法人 日本経営

TEL 06-6868-1351 (担当: 齋藤)

事業承継、信託、組織再編税制、国際税務、
企業再生、不動産活用、M & A、IPO 支援 など



東京五輪 エンブレム問題



弁護士・弁理士
犬飼一博

2020年に東京でオリンピックが開催されることになりました。

日本でのオリンピック開催は22年ぶり、4回目で、私も楽しみにしています。

しかし東京オリンピックのエンブレムに関し、佐野研二郎氏の作品に盗作疑惑が浮上し、使用中止が決定されるという衝撃的な事件があり、お祭りムードに水を差しました。

今回はこの事件を法的観点から検討してみます。

1 似ている…？

(依頼者A) エンブレムの盗作疑惑ですが、何が問題だったのかを教えてもらえませんか。

(弁護士) 問題となったエンブレムを確認してみましょう。まずは、佐野研二郎氏がデザインしたエンブレム（以下「五輪ロゴ」といいます。）はこちらです。



次に、盗作されたと主張しているオリビエ・ドビ氏がデザインしたベルギーの劇場のロゴ（以下「劇場ロゴ」といいます。）はこちらになります。



(A) 似ているようにも見えるし、似ていないようにも見えるし…。法的にはどのようなことが問題になるのでしょうか。

(弁護士) 今回のようなロゴに関しては、商標権、著作権、不正競争防止法の観点からの検討が必要になります。

2 商標権を侵害しているか

(弁護士) 商標とは、商品を購入し、あるいは役務の提供を受ける需要者が、その商品や役務の出所を認識可能とするために使用される標識（文字、図形、記号、立体的形状など）をいいます。例えば、トヨタ自動車（株）は、自社の商品名として「カローラ」という文字を登録しています。

(A) 商標権としての保護を受けるためには、登録が必要なのですか。

(弁護士) そうです。その際に、類似商品・役務審査基準に従って、商標権の権利が及ぶ商品又は役務を指定して登録することになります。

上記の「カローラ」では、指定商品として「自動車並びにその部品及び附属品」などが指定されています。

商標権は、この指定商品又は指定役務について登録商標の使用を独占し、その類似範囲についての他人の使用を排除する権利となります。

(A) 今回の劇場ロゴについては、商標登録がされているのですか。

(弁護士) 劇場ロゴについては、ベルギー、日本のみならず、どの国でも商標登録はなされていないようです。したがって、本件で商標権侵害を構成することはありません。

(A) ちなみに、仮に日本で劇場ロゴが商標登録されている場合には、商標権侵害となったのでしょうか。

(弁護士) 商標の類否の判断は、商標の有する外観、称呼及び觀念のそれぞれの判断要素を総合的に考察して決められることになりますが、両者のロゴは、色彩や右上の赤丸の存否などが異なり、また、そのロゴから想起される觀念も異なるものと考えられることから、おそらく商標権侵害とはならないでしょう。

3 著作権を侵害しているか

(弁護士) 次は著作権です。著作権法違反が認められるためには、①劇場ロゴが著作物であること、②五輪ロゴが劇場ロゴに依拠して創作されたものであること（依拠性）、③劇場ロゴと五輪ロゴが同一又は類似していること（類似性）、が要件となります。

(A) なるほど、著作権法違反が認められるためのハードル

は高そうですね。まず、そもそも「著作物」とは何でしょうか。

(弁護士) 著作物とは、著作権法上「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されています。

著作権法は、あくまで表現を保護するための法律ですので、アイデア自体は保護の対象とはなりません。

また、「創作的表現」されていることが必要ですが、ここでいう「創作的」とは、独創性までを要求する趣旨ではなく、創作者の何らかの個性が發揮されていればそれで足りると考えられています。

(A) 劇場ロゴは著作物といえるのでしょうか。

(弁護士) 今回の劇場ロゴは、アルファベットの「T」と「L」を重ねて創作されたものですが、ロゴ自体は非常にシンプルなものともいえます。通常、アルファベットのような文字自体は、万人共有の文化的財産であり、文字の字体を基礎として含むデザインの表現形態に著作権としての保護を与えることは一般的には難しいと考えられています。

例えば、劇場ロゴのデザイン的要素が、「美術」の著作物と同視できる程度に美的創作性を感じできる場合であれば保護の対象となり得ますが、今回の劇場ロゴは著作物性がないと判断される可能性が高いのではないかでしょうか。もちろん、この点は意見がわかっているところでもあります。

(A) どのようなものでも著作物になるわけではないですね。

では、依拠性はどうでしょうか。そもそも依拠性とは何でしょうか。

(弁護士) 著作権は登録なしで権利が発生することはご存知ですね。そうすると、世の中には数多の著作物が存在することになります。

そのような状況の中で、何かを創作しようとする場合に、創作者としては世の中に存在する全ての著作物を調査してからでないと創作活動が行えないということになると、創作活動を行うこと自体が不可能となってしまいます。

そこで、著作権侵害が成立するためには、当該著作物に依拠して創作されたものに限定されると考えられています。偶然、他人の著作物と一致するものを創作したとしても、その存在を知らずに自ら創作した場合には、著作権侵害とはならないというわけです。

(A) 今回、佐野研二郎氏が会見で、「自分はベルギーに行つたことも、(模倣とされる) ロゴを一度も見たこともない」と発言していましたが、この発言はまさに依拠性を否定する発言だったのですね。

(弁護士) 著作権侵害の要件を意識した発言かどうかはわかりませんが、まさにそのとおりです。

もっとも、依拠性とは、まさにその創作者の主観にかかる問題です。権利者側からすれば、相手方の内心を立証することはほとんど不可能です。そこで、通常は、相手方

が当該著作物にアクセス可能だったか、両著作物との間で類似性が存在するかという客観的な事情からこの依拠性を推測して判断することになります。

(A) 劇場ロゴを使用しているリエージュ劇場はホームページも開設しており、誰でもアクセス可能な状態ということですね。そうすると、五輪ロゴと劇場ロゴが類似しているか否かが一番のポイントとなるわけですね。

(弁護士) おっしゃるとおりです。そこで、五輪ロゴと劇場ロゴとが類似か否かを判断することになりますが、さきほど説明したとおり、劇場ロゴは創作性自体が認められない可能性のあるロゴであり、仮に創作性が認められたとしてもその権利が及ぶ範囲については限定的にならざるを得ないと考えられます。

そのような観点からあらためて両ロゴを見ますと、まず二つのロゴは色彩がまったく異なります。また、五輪ロゴには、右上に赤い丸がつけられていますが、劇場ロゴには存在していません。さらに、中心の縦線と左上・右下に存在する図形についても、五輪ロゴでは点で接觸しているのに対し、劇場ロゴの場合は離されて描かれています。これらの相違点を総合して考えると、劇場ロゴと五輪ロゴとは、非類似であると判断される可能性が高いと考えられます。

(A) そうですか。なんとなく似ているから侵害というわけではないんですね。

4 不正競争防止法に反しているか

(弁護士) 最後に、不正競争防止法の観点ですが、同法は不正競争行為として周知表示混同惹起行為というものを規定しています。これは、他人の商品等表示として需要者の間に広く認識されているものと同一又は類似の商品等表示を使用して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為をいいます。劇場ロゴがどこまでの周知性を獲得しているかはわかりませんが、さきほど説明したとおり、類似性の観点から難しいと思いますし、また、実際に五輪ロゴを見てベルギーの劇場であると混同することは考えにくいため、不正競争防止法違反も成立しない可能性が高いと考えられます。

(A) よくわかりました。ありがとうございます。

東京五輪エンブレム問題のように、私たちの日常生活の中においても、知的財産権が絡む問題は多く存在しています。このような日常的な問題から知的財産権に触れてみると、知的財産権がより身近に、かつ、親しみやすく感じられるのではないでしょうか。

当事務所では2名の弁理士資格を有する弁護士が在籍し、また、外部の特許事務所とも連携して、知的財産法部門の強化を図っています。ご不明な点がありましたら、お気軽にご相談下さい。

優越的地位の濫用規制

～日本トイザラス事件審決について～



弁護士
越知覚子

1 はじめに

独立禁止法で優越的地位の濫用行為（法2条9項5号）が課徴金の対象となつてから5年以上が経過した 平成27年6月4日、公正取引委員会において、最初の審決（日本トイザラス株式会社に対する件。平成24年（判）第6号審判事件および同第7号審判事件。以下「本審決」といいます）が出来ました。

本件は、課徴金導入後2番目の事件ですが、日本トイザラス株式会社（以下「日本トイザ拉斯」といいます）は他の事件と異なり、不服とする範囲を限定して審判を申し立てていたため、1番目の事件を追い越し審理が進み、先に審決が出たものと考えられます。ちなみに、1番目の事件は株式会社山陽マルナカに対する件、3番目は株式会社エディオンに対する件で、いずれも審判請求がなされています。

2 本審決の意義

(1) 優越的地位の判断基準

ア 優越的地位とは

優越的地位とは、本ガイドラインにおいて、「甲が取引先である乙に対して優越し

た地位にあることは、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行つても、乙がこれを受けるを不服とし、当該14社に対する行為について排除措置命令および課徴金納付命令の取消を求めた事案です。

優越的地位の濫用規制については、公正取引委員会が公表する「優越的地位の濫用に関する独立禁止法上の考え方」（以下「本ガイドライン」といいます）がありますが、これは事業者から見れば、抽象的かつ曖昧と言わざるを得ませんでした。そのため、本審決は、具体的な事実に即して具体的な判断が示されたという点において大きな意義があります。

本審決の争点のうち、今回は、今後の事業活動に大きな影響を及ぼすと思われる「優越的地位の判断基準」と「違反行為の数え方」について、ご説明いたします。

イ 優越的地位の判断基準

本ガイドラインでは、「乙の甲に対する取引依存度、甲の市場における地位、乙にとっての取引先変更の可能性、その他甲と取引することの必要性を示す具体的な事実を総合的に考慮する」と定めています。本方

イ ディレインの記載は、いずれの要素が重要であるのかが不明であり、また、濫用行為との関係が記載されていないことから、実際の事件においては、それぞれの要素の優劣や、優越的地位の認定における濫用行為の評価の是非が争点となりました。

イ 優越的地位の判断基準

本ガイドラインでは、「乙の甲に対する取引依存度、甲の市場における地位、乙にとっての取引先変更の可能性、その他甲と取引することの必要性を示す具体的な事実を総合的に考慮する」と定めています。本方

これは、端的に言えば、「甲が乙に行つた行為が濫用行為だつたと言える場合は、特段の事情がない限り、甲は乙との関係で優越的地位にあつたと推認できる」と示したもののです。この考え方は、従来の公正取引委員会の考え方方に近く、「濫用行為さえあれば即アウト」との判断になりやすいと思われます。

本審決は、このほか、本ガイドラインに記載された具体的な事実も総合的に考慮して判断する旨示していますが、これらの基準は抽象的と言わざるを得ず、市場における地位（市場シェア）が高い事業者からすれば、結局、取引先に対する行為が濫用行為と認定されれば、特段の事情がない限り、当該取引先との関係で優越的地位にあつたということが推認され、その結果、優越的地位の濫用行為を行つたと認定されてしまふおそれが高いこととなり、実務的なインパクトは大きいものといえます。

本審決は、日本トイザラスが、納入業者

断において、「濫用行為は通常の企業活動からすれば当該取引の相手方が受け入れる

これに対し、本審決は、優越的地位の判断において、「甲が取引先である乙に対して優越し

た地位にあることは、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行つても、乙がこれを受けるを不服とし、当該14社に対する行為について排除措置命令および課徴金納付命令の取消を求めた事案です。

優越的地位の濫用規制については、公正取引委員会が公表する「優越的地位の濫用に関する独立禁止法上の考え方」（以下「本ガイドライン」といいます）がありますが、これは事業者から見れば、抽象的かつ曖昧と言わざるを得ませんでした。そのため、本審決は、具体的な事実に即して具体的な判断が示されたという点において大きな意義があります。

本審決の争点のうち、今回は、今後の事業活動に大きな影響を及ぼすと思われる「優越的地位の判断基準」と「違反行為の数え方」について、ご説明いたします。

イ 優越的地位の判断基準

本ガイドラインでは、「乙の甲に対する取引依存度、甲の市場における地位、乙にとっての取引先変更の可能性、その他甲と取引することの必要性を示す具体的な事実を総合的に考慮する」と定めています。本方

イ ディレインの記載は、いずれの要素が重要であるのかが不明であり、また、濫用行為との関係が記載されていないことから、実際の事件においては、それぞれの要素の優劣や、優越地位の認定における濫用行為の評価の是非が争点となりました。

イ 優越地位の判断基準

本ガイドラインでは、「乙の甲に対する取引依存度、甲の市場における地位、乙にとっての取引先変更の可能性、その他甲と取引することの必要性を示す具体的な事実を総合的に考慮する」と定めています。本方

これは、端的に言えば、「甲が乙に行つた行為が濫用行為だつたと言える場合は、特段の事情がない限り、甲は乙との関係で優越地位にあつたと推認できる」と示したもののです。この考え方は、従来の公正取引委員会の考え方方に近く、「濫用行為さえあれば即アウト」との判断になりやすいと思われます。

本審決は、このほか、本ガイドラインに記載された具体的な事実も総合的に考慮して判断する旨示していますが、これらの基準は抽象的と言わざるを得ず、市場における地位（市場シェア）が高い事業者からすれば、結局、取引先に対する行為が濫用行為と認定されれば、特段の事情がない限り、当該取引先との関係で優越地位にあつた

ということが推認され、その結果、優越的地位の濫用行為を行つたと認定されてしまふおそれが高いこととなり、実務的なインパクトは大きいものといえます。

(2) 違反行為の考え方（課徴金に影響大）

考え方

カルテルや談合は、「一緒に値上げをしよう」「入札で協力し合おう」といった合意そのものが違反行為とされますので、通常、違反行為は一つであり、当該合意の影響を受けた取引つまり、合意に基づき行われた値上げ後の取引に係る売上額や、当該合意後に行われた入札による受注額が課徴金算定の基礎となります。

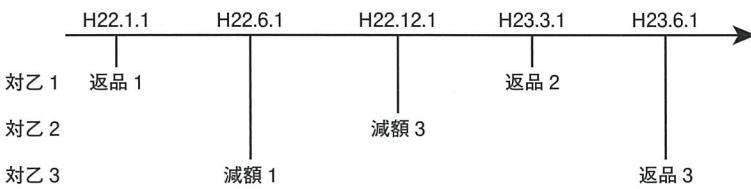
他方、優越的地位の濫用行為は、単独の事業者（甲）の行為であるものの、通常、その対象は複数に亘り、かつ、濫用行為は、具体的には、返品や減額、買い叩き、協賛金や役務の提供など、多岐に渡ります。そのため、これを法的にどのように考えるのかが問題となりました。

この点については様々な考え方がありますが、大きく区別すると、
A説…取引の相手方（乙）毎かつ具体的な濫用行為毎に優越的地位の濫用行為が成立
B説…全体を1つの行為と考え、1つの優越的地位の濫用行為が成立

A説は、優越的地位の認定が相対的に判断されること、社会的事実として複数の行為が存在することなどを根拠とします。他方、B説は、優越的地位の濫用規制の趣旨を間接的公正競争阻害性にあることや、優越的地位の濫用行為は組織的かつ計画的に一連の行為として行われることを根拠とします。

イ 課徴金算定への影響

このA説とB説は、一見大差がないように見えますが、課徴金算定において大きな違いを見られます。例えば、事業者甲が乙1、乙2、乙3に対して、それぞれ左図のとおり濫用行為を行つたとします。



品3の4つが存在することになります。

そして、課徴金算定においては、上記①については平成22年1月1日から平成23年3月1日までの取引額が課徴金算定の基礎となります。上記②ないし④についても同様です。

はいざれも1回きりの行為となり、期間を跨ぐことでも理論的には考えられますが、本稿では、この点の検討は割愛させていただきます。したがつて、事業者甲に対する課徴金は、乙1との間の平成22年1月1日から平成23年3月1日までの取引額のみを基礎にして算出されることとなります。

他方、B説によれば、それぞれの濫用行為が甲において組織的かつ計画的に行われていた場合には（会社の行為である以上、ほとんどの場合で組織的かつ計画的であることは認定されると思われます）、全体で最初の濫用行為（対乙1の返品1）が認められた平成22年1月1日から最後の濫用行為（対乙3の返品3）が認められた平成23年6月1日までの、乙1・乙2・乙3との取引額全体を基礎にして算出されることになります。

このように、社会的事実は同じであつて

も、A説による場合と比べ、B説では課徴金の額は必然的に大きくなります。そのため、A説によるかB説によるかは課徴金納め、付命令を受ける事業者にとっては大問題ですが、この点について本審決はB説による

この場合、A説によれば取引の相手方はもとより、具体的な濫用行為が異なれば別の濫用行為と評価することになりますので、優越的地位の濫用行為は、①乙1に対する返品1及び返品2、②乙2に対する減額2、③乙3に対する減額1、④乙3に対する返

3まとめ

優越的地位の濫用規制は資本金要件がなければ、いため、いずれの事業者にとつても注意を要するものです。

しかししながら、具体的な事例が乏しいため、事業者としてどのような対策を講じるべきなのか判断しづらい面が多くあります。

本審決は、本ガイドラインにも記載されているなかつた従来の公正取引委員会の考え方を追認する内容といえますが、具体的な事例に基づく判断として大きな意義を有すると思われます（なお、日本トイザラスは審決取消訴訟を提起しなかつたため、本審決は確定しています）。

もつとも、山陽マルナカ事件やエディオン事件等の他の優越的地位の濫用事件も、そろそろ審決が出てくると思われます。両事件の審決自体は本審決の判断基準に沿った内容になることが予想されますが、その場合、審決取消訴訟が提起され、高裁で異なる判断基準が示される可能性もあります。そのため、企業としてはまだまだ優越的地位の濫用規制からは目が離せませんが、それと並行して、まずは、本審決に鑑み、自社が濫用行為を行つていなかという点について、専門家を交えて検証し、対策を講じることが肝要と思われます。

優越的地位の濫用規制はまだまだ具体的な判断基準が明確にはなっていないため判断に迷う場合もあると思われます。そのような場合には、ぜひご相談いただければと存じます。

投資信託受益権の共同相続に関する最高裁平成26年2月25日判決の紹介



弁護士 二宮誠行

1 分割可能なら当然に相続

近年、金融商品の取引数が増加し続けており、一般の方が、資産運用の一環として、投資信託等の金融商品を購入するケースも増えています。そのような場合に、投資家個人が死亡し、相続が開始した場合、投資信託受益権等がどのように扱われるか、具体的には、①各相続人の法定相続分に従い当然に分割承継することになるのか、それとも、②相続人全員の共有・準共有状態となるのかが問題となります。

①のように考えれば、各相続人は、自己の法定相続分に分割した割合で投資信託受益権等を承継することになるため、証券会社等に対して、直接請求することができます。他方、②のように考えると、各相続人は、遺産分割によって自己の持ち分を確定しない限り、証券会社等に対して直接請求することはできないことになります。

この点について、最高裁判所平成26年2月25日判決は、以下のように、上記②の考え方に対するべきことを明らかにしました。

2 共同相続の場合の取り扱い

最高裁判例について触れる前に、まず、共同相続の場合の相続財産の取り扱いについて説明します。

人が死亡すると相続が開始します（民法882条）。遺言がない場合、相続人は、被相続人の財産に含まれる一切の権利義務を承継することになりますが（民法896条）、相続人が複数いる場合は、相続財産はそれら共同相続人の共有になります（民法898条）。

この場合、各共同相続人は、その相続分（民法900条）に応じて被相続人の権利義務を承継するものとされています。しかし、具体的に、どの遺産が各共同相続人にどのように帰属するかを確定するためには遺産分割を行う必要があります（民法906条）。

遺産分割は、共同相続人らの協議によって行うことがあります。協議が調わない等の場合は、家庭裁判所に分割を請求することができるとされており（民法907条）、具体的には、家庭裁判所における調停または審判によって行われることになります。

3 預金と定額郵貯との違い

(1) このように、共同相続の場合、相続財産は一旦全相続人の共有状態となるため、遺産分割（協議・調停・審判）によって具体的な帰属を定める必要があります。

しかし、相続財産が可分債権、つまり、その性質上分割可能な給付を目的とする債権の場合、例外として、その債権は法律上当然に分割され、各共同相続人はその相続分に応じて直接権利を承継するものとされています（最判昭和29年4月8日）。

可分債権の典型は金銭債権です。相続財産に金銭債権が含まれる場合、原則として、共同相続人は、それぞれ、相続分に応じて権利を承継し、他の共同相続人と無関係にその権利行使することができます。

例えば、預金債権（銀行に対する預金額の金銭の払戻しを請求する権利）について、最高裁判所は、「相続財産中に可分債権があるときは、その債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されて各共同相続人の分割単独債権となり、共有関係に立つものではない」と判示しています（最判平成16年4月20日）。

例えば、被相続人名義で100万円の銀行預金があり、相続人がその子であるA、Bの2名のみだった場合、A、Bの法定相続分は各2分の1となります。相続開始後、この銀行預金100万円についてA、Bが共有関係に立つのではなく、相続開始と同時に各自が単独で直接50万円の預金債権を取得することになります。この場合、A、Bは、銀行に対し、直接50万円ずつの払戻請求権行使することができ、遺産分割も不要となります。

(2) 但し、可分債権に関する上記のような取り扱いについては、近時の判例において、若干の例外が見られます。そのうちの1つが、冒頭で述べた投資信託受益権に関する裁判例であり、もう一つは、郵便定額貯金についての最高裁判例です。被相続人が保有していた定額郵便貯金について、共同相続人の一部の者が他の共同相続人に対して、被相続人の相続財産に含まれることの確認を求める訴え提起したところ、最高裁判所は、定額郵便貯金は相続開始と同時に相続分に当然に分割されることなく、共同相続人らの共有に帰属するものであるから、その分割のためには遺産分割を要するとし、訴え

の利益を認めました。

その理由として、最高裁判所は、旧郵便貯金法が多数の預金者を対象とした大量の事務処理を迅速かつ画一的に処理する必要から、預入金額を一定額に限定し、貯金の管理を容易にして、定額郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るため、分割払戻しをしないとの条件で一定の金額を一時に預入するものと定め、預入金額も一定の金額に限定していることを指摘し、定額郵便貯金債権が相続により分割されると解すると、それに応じた事務処理が必要となり、定額郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという法の趣旨に反するとしました。

4 信託受益権は共有に

(1) 本題に戻り、投資信託受益権の共同相続における取り扱いに関する最高裁判例について説明します。

問題となった事案は、遺産分割審判により、共同相続人らが持分各4分の1で共有取得するものとされた株式、個人向け国債のほか、MRF等の投資信託受益権（振替投資信託受益権について、共同相続人の一部の者が他方に対して、共有物分割等を求めたというものです。

(2) 本件で問題となったのは、委託者指図型投資信託と呼ばれるものです。これは、投資信託委託会社と信託銀行が委託会社を委託者、信託銀行を受託者とする信託契約を締結し、委託会社は、信託契約に基づいて発生した受益権を均等に分割し、販売会社を通じて投資家に販売するものです。投資信託受益権を取得した者は、収益分配請求権及び償還金請求権等を取得しますが、受益権の単位は口数であらわされることになり、金銭等の可分債権と同様、給付は分割が可能であるように見えます。

そのため、共同相続された投資信託受益権が、相続開始によって当然に分割されるのか、共同相続人の共有に帰属するのかについて、前掲の平成26年最判以前、これを肯定する下級審裁判例と、否定する下級審裁判例が対立していました。

例えば、大阪地裁平成18年7月21日判決は、投資信託受益権は1口単位で解約を請求できることから可分債権であるなどとして、相続の開始によって、法律上当然に分割され、各相続人がその相続分に応じて権利を承継し、単独で行使することができると判示しています。

(3) 本件の原審である福岡高等裁判所も、株式、国債に加え、投資信託受益権についても、その性質上可分債権に該当し、共同相続人らは相続の開始により各4分の1の割合に応じて分割承継することになるから、相続

人間で共有状態は生じないとして、本件の共有物分割請求は不適法であるとし、訴えを却下しました。

そこで、原告らは、上告受理の申立てをしました。

(4) この点について、最高裁判所は、次のとおり判示して、原審の判決を破棄し、本件を福岡高裁に差し戻しました。

「投資信託受益権は、委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律2条1項）に係る信託契約に基づく受益権であるところ、この投資信託受益権は、口数を単位とするものであって、その内容として、法令上、償還金請求権及び収益分配請求権（同法6条3項）という金銭支払請求権のほか、信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写の請求権（同法15条2項）等の委託者に対する監督的機能を有する権利が規定されており、可分給付を目的とする権利でないものが含まれている。このような上記投資信託受益権に含まれる権利の内容及び性質に照らせば、共同相続された上記投資信託受益権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。」

要するに、最高裁は、投資信託受益権には、金銭支払請求権のように分割可能な可分給付だけではなく、帳簿書類の閲覧謄写請求権のように分割不可能な不可分給付も含まれていることから、全体としてみれば不可分債権に該当すると判断したものです。

そのため、本件では、当該投資信託受益権が各共同相続人の共有に帰属していることになるため、共有物分割請求は適法であるとされました。

(5) この最高裁判例により、委託者指図型投資信託における信託受益権については、相続の開始によって当然に分割承継することなく、共同相続人の共有に帰属することになります。

このため、相続財産に投資信託受益権が含まれる場合であって、遺言が存在しないときは、遺産分割またはこれに相当する相続人全員の合意がないと対応できないことになりました。

投資信託では、相場等によって基準価格が変動することがありますが、投資信託受益権が共同相続人の共有となると、基準価格の下落によるリスクについても、共同相続人が共同して負担しなければならないことになります。

リスク回避のためには、適時の処分（投資信託の解約）が必要となります。投資信託受益権が共同相続人の共有に帰属するものと解される以上、その処分についても他の相続人の同意が必要と解ざるを得ず（民法251条）、結果として、共同相続人全員の同意がなければ解約請求ができないものと考えられます。

従って、相続財産に投資信託受益権が含まれる場合には、早急な分割が必要といえ、注意が必要です。

昔、痛風という病気は、風が吹いても痛むから痛風と言われたそうです。痛むのは主に足の親指の付け根です。ひどい場合はアキレス腱の所が痛み始めます。

痛風の原因は、「尿酸」です。尿酸が腱に溜まり発症します。尿酸は王様の病気と言われ、美食家、ビールの愛飲家、過食と早食いなどが原因とされています。尿酸が血液中に高濃度にある状態が長く続くと、通風性関節炎、尿路結石、腎機能障害、ひいては高血圧、動脈硬化、心筋梗塞や脳梗塞に至ります。「尿酸」は体にとっては不必要な物質で、肝臓でプリン体から作られます。

プリン体の多い飲食物は次の通りです。

- きわめて多い - ビール、魚の干物、白子、肝、干しシイタケ、肉、卵（鶏、魚）
- 多い - 豆類、豆腐、高野豆腐、ピーナツ、ホップ

治療法としては、急に起こった場合はコルヒチンを使います。しかし長くは使えません。プリン体を身体に取り入れにくくする薬はザイロリックだけでしたが、最近は種類が増えています。尿酸を、腎臓を通じて排出させる薬はユリノームです。しかし多く、長く使うと尿路結石を起こすので使いにくいのです。

まずは、ライフスタイルを変える事が大事で、ダイエットをして体重を標準に保つ、ビールや止めて他の酒にする、ストレスになる事や激しい運動は避ける、等を試みてください。



当事務所では顧問先様を対象に、メールでの法律相談を受け付けております。

ぜひ、お気軽にご相談ください。メールをお待ちしております。

◆顧問先様用Eメール相談

consul@umegae.gr.jp

弁護士法人 梅ヶ枝中央法律事務所

□ 大阪事務所／大阪市北区西天満4丁目3番25号
〒530-0047 梅田プラザビル4階
TEL 06(6364)2764 FAX 06(6311)1074

□ 東京事務所／東京都港区西新橋3丁目6番10号
〒105-0003 マストライフ西新橋ビル3階
TEL 03(5408)6737 FAX 03(5408)6738

□ 京都事務所／京都市下京区室町通綾小路上る鶴鉾町480番地
〒600-8491 オフィスワン四条烏丸1002号室
TEL 075(353)5375 FAX 075(353)5374
e-mail : office@umegae.gr.jp

当事務所では個人情報保護法の趣旨に則り、皆様の個人情報の適正な管理・保護に努めています。今後、本誌の配達を希望されない場合には、お手数ですが当事務所までご連絡をお願い致します。速やかにご対応をさせて頂きます。宜しくお願い申し上げます。

題字：藤尾 政弘
表紙写真撮影者：山田 庸男

山田 庸男
t-yamada@umegae.gr.jp

林 醇
a-hayashi@umegae.gr.jp

二宮 誠行
ninomiya@umegae.gr.jp

増田 広充
masuda@umegae.gr.jp

稻吉 大輔
inayoshi@umegae.gr.jp

大森 剛
omori@umegae.gr.jp

越知 覚子
ochi@umegae.gr.jp

松尾 友寛
matsuo@umegae.gr.jp

林 友宏
hayashi@umegae.gr.jp

犬飼 一博
inukai@umegae.gr.jp

渡部真樹子
watanabe@umegae.gr.jp

飯田 亮真
iida@umegae.gr.jp

甲斐 一真
kai@umegae.gr.jp

恋田 剛
koida@umegae.gr.jp

渡邊 雅文
m-watanabe@umegae.gr.jp

中世古裕之
h-nakaseko@umegae.gr.jp

西村 勇作
nisimura@umegae.gr.jp

三好 吉安
miyoshi@umegae.gr.jp

細川 敬章
hosokawa@umegae.gr.jp

河合 順子
j-kawai@umegae.gr.jp

梁 栄文
ryo@umegae.gr.jp

松嶋 依子
matsushima@umegae.gr.jp

氏家真紀子
ujie@umegae.gr.jp

岩田 和久
iwata@umegae.gr.jp

森 瑛史
mori@umegae.gr.jp

上杉 将文
uesugi@umegae.gr.jp

日下部太一
kusakabe@umegae.gr.jp

堀 徳嗣
hori@umegae.gr.jp

公益財団法人 梅ヶ枝中央きずな基金

TEL 06-6364-2802 <http://www.kizuna-umegae.jp/>

事務局／〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目3番25号 梅田プラザビル2階 弁護士法人 梅ヶ枝中央法律事務所内

振込口座

□ 三菱東京UFJ銀行 大阪中央支店 普通預金 0175756
□ 池田泉州銀行 堂島支店 普通預金 106036
□ ゆうちょ銀行 四一八支店 普通預金 4878695

財) 梅ヶ枝中央きずな基金 さい うめがえちゅうおうきずなききん
財) 梅ヶ枝中央きずな基金 さい うめがえちゅうおうきずなききん
財) 梅ヶ枝中央きずな基金 さい うめがえちゅうおうきずなききん